

向日町競輪場再整備・運営事業に関する基本契約書（案）

令和●年●月●日

京都府

向日町競輪場再整備・運営事業に関する基本契約書（案）

- 1 事業名称 向日町競輪場再整備・運営事業
- 2 事業場所 京都府向日市寺戸町西ノ段5番地他
- 3 事業期間 基本契約の締結日から令和31年3月31日まで

上記の事業について、京都府（以下「府」という。）と、【事業者（代表企業及び●●●企業の商号）】、【事業者（●●●企業及び●●●企業の商号）】、【事業者（●●●企業の商号）】、及び【事業者（●●●企業及び付帯事業者）の商号】（以下、これらの個々の民間事業者及びこれらの全ての民間事業者を総称して「事業者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項による公正な契約（以下「基本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、上記の事業に係る契約は京都府議会の議決案件であることから、本契約に係る契約締結についての議決を得たことをもって効力発生の条件とする停止条件付きの契約とし、可決されなかった場合は、上記の事業に係る契約を無効とし、府は一切の責任を負わないものとする。

基本契約締結の証として本書【●】通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

仮契約の日 令和【●】年【●】月【●】日

本契約成立日（京都府議会の議決日）

京都府

京都府知事 西脇 隆俊 印

事業者

代表企業及び【●●●】企業

【住所】

【商号】

【代表者の役職及び氏名】

印

【●●●】企業及び【●●●】企業

【住所】

【商号】

【代表者の役職及び氏名】

印

【●●●】企業及び付帯事業者

【住所】

【商号】

【代表者の役職及び氏名】

印

目次

前文	1
第1章 総則	3
第1条 (目的)	3
第2条 (用語の定義)	3
第3条 (本事業の趣旨の尊重及び遵守事項)	3
第4条 (規定の適用関係)	3
第5条 (秘密の保持)	4
第6条 (共通事項)	5
第2章 本事業に関する事項	6
第7条 (基本契約の有効期間)	6
第8条 (基本契約の変更)	6
第9条 (債務不履行)	6
第10条 (契約の保証)	6
第11条 (権利義務の譲渡等)	6
第12条 (本事業の概要)	6
第13条 (事業者が締結すべき契約)	7
第14条 (事業者の役割等)	7
第15条 (事業者の一括委託又は一括下請負の禁止)	8
第16条 (事業工程表)	9
第17条 (事業費内訳書等)	9
第18条 (成果物及び本施設の著作権)	9
第19条 (第三者の知的財産権等の侵害)	10
第20条 (監督職員)	10
第21条 (代表企業の総括代理人)	11
第22条 (総括代理人等に関する措置請求)	11
第23条 (業績等の監督及び改善要求措置)	12
第24条 (事業費の支払い等)	12
第25条 (遅延利息)	12
第26条 (費用負担等)	12
第27条 (租税公課の負担)	13
第28条 (許認可の取得等)	13
第29条 (保険の付保等)	13
第30条 (関連業務等の調整)	13
第31条 (事業費の改定)	14
第32条 (物価等の変動に基づく建設工事費の改定)	14
第33条 (要求水準等の変更)	14
第34条 (要求水準等の変更による措置)	15
第35条 (臨機の措置)	15
第36条 (第三者に生じた損害)	16
第37条 (法令等の変更による措置)	16
第38条 (不可抗力による措置)	17
第39条 (中断による措置)	18
第3章 本事業の実施に関する事項	19
第1節 事業管理業務に関する事項	19

第40条 (事業管理業務)	19
第41条 (事業管理総合計画書)	19
第42条 (関係者協議会の設置運営)	19
第43条 (不測の事態等への対応)	19
第2節 競輪場整備業務に関する事項	20
第44条 (設計業務)	20
第45条 (設計業務計画書)	20
第46条 (設計業務の成果物)	20
第47条 (建設業務)	20
第48条 (建設業務計画書)	20
第49条 (進捗状況報告書)	21
第50条 (備品等調達設置計画書)	21
第51条 (建設業務の成果物)	21
第52条 (工事監理業務)	21
第53条 (工事監理業務計画書)	21
第54条 (工事監理業務報告書)	21
第55条 (工事監理業務の成果物)	22
第56条 (事業限度額)	22
第3節 競輪場運営業務に関する事項	22
第57条 (準備期間)	22
第58条 (競輪場運営業務)	22
第59条 (競輪場運営総合計画書)	22
第60条 (競輪場運営年次計画書)	22
第61条 (競輪場運営年次報告書)	23
第62条 (競輪場運営業務による収益保証)	23
第63条 (運営委託料の限度額)	23
第64条 (相殺)	23
第65条 (競輪場運営業務における場外発売業務)	23
第66条 (競輪場施設等の使用)	24
第67条 (競輪場施設等の改修等)	24
第68条 (施設管理用図面の貸与)	24
第69条 (備品等の使用)	25
第70条 (従業員の雇用)	25
第71条 (地域経済の活性化への配慮)	25
第72条 (非常事態時の対応)	26
第4節 付帯事業に関する事項	26
第73条 (付帯事業)	26
第74条 (付帯事業総合計画書)	26
第75条 (付帯事業年間計画書)	26
第76条 (付帯事業年間報告書)	27
第77条 (付帯事業の会計)	27
第78条 (付帯事業に係る近隣説明)	27
第79条 (付帯事業に係る許認可の取得等)	27
第80条 (第三者への損害)	27
第81条 (法令等の変更及び不可抗力)	27
第82条 (付帯事業の終了)	28
第4章 事業者の交替等	29

第83条 (契約等の変更等の協議)	29
第84条 (事業者の交替候補の選定)	29
第85条 (事業者の交替)	29
第86条 (府議会の議決)	30
第87条 (事業者の交替等の支援)	30
第88条 (事業者の交替等の損害)	30
第89条 (契約等の解除)	30
第5章 契約等の解除及び終了に関する事項	31
第1節 解除権等	31
第90条 (府の解除権)	31
第91条 (府の任意による解除)	33
第92条 (事業者の解除権)	33
第93条 (法令等の変更等又は不可抗力による解除)	33
第2節 本施設の引渡し前における契約等の解除の効力	34
第94条 (事業者の帰責事由による契約等の解除の効力)	34
第95条 (府の任意又は帰責事由による契約等の解除の効力)	34
第96条 (法令等の変更等又は不可抗力等による契約等の解除の効力)	35
第3節 本施設の引渡し後における契約等の解除の効力	36
第97条 (事業者の帰責事由による契約等の解除の効力)	36
第98条 (府の任意又は帰責事由による契約等の解除の効力)	36
第99条 (法令等の変更等又は不可抗力等による契約等の解除の効力)	37
第4節 契約等の終了	38
第100条 (期間満了による終了)	38
第101条 (契約終了時の事務)	38
第102条 (保全義務)	38
第103条 (関係資料等の返還)	39
第104条 (関係書類の引渡し等)	39
第6章 雑則	39
第105条 (準拠法及び管轄裁判所)	39
第106条 (解釈)	39
別紙1 用語の定義	40
別紙2 本事業の実施体制	44
別紙3 建築設計業務委託契約の書式	45
別紙4 建設工事請負契約の書式	46
別紙5 工事監理業務委託契約の書式	47
別紙6 競輪場運営年次契約の書式	48
別紙7 業績等の監視及び改善要求措置要領	49
1 業績等の監視及び改善要求措置要領の総則	49
2 モニタリングの方法	49
3 改善要求措置の方法	52
4 事業終了時に係る業績等の監視の方法	53
5 本事業の実施に関して府に提出する書類	53
別紙8 不可抗力による費用分担	55
別紙9 個人情報取扱特記事項	57

前文

向日町競輪場再整備・運営事業は、向日町競輪場における再整備・運営事業及び民間事業者の提案による付帯事業（以下「付帯事業」という。）から構成されるものとする。

向日町競輪場における再整備・運営事業及び付帯事業（以下「本事業」という。）は、老朽化の著しい向日町競輪場を再整備するとともに、競輪場の運営業務を一括して民間事業者に発注する、いわゆるD B O（Design・Build・Operate：デザイン・ビルド・オペレート）方式（設計・施工・運営の一括発注方式）により実施する。

付帯事業は、本事業の目的に資する民間収益施設の整備、管理及び運営を実施する独立採算型の事業として実施する。

本事業の実施にあたり、府及び本事業を実施する事業者との間においては、以下に掲げる5つの契約を締結する。

1 基本契約

基本契約は、本事業を適正かつ確実に実施するために必要な基本的な事項を定めた契約であり、府と全ての事業者を契約当事者として締結する。

また、府は、基本契約に基づいて各事業者との間において、以下に掲げる建築設計業務委託契約、建設工事請負契約、工事監理業務委託契約及び競輪場運営年次契約を締結する。

2 建築設計業務委託契約

建築設計業務委託契約は、本事業における設計業務を適正かつ確実に実施するために必要な事項を定めた契約であり、府と本事業における設計業務を実施する役割を担う事業者（以下「設計企業」という。）を契約当事者として締結する。

3 建設工事請負契約

建設工事請負契約は、本事業における建設業務を適正かつ確実に実施するために必要な事項を定めた契約であり、府と本事業における建設業務を実施する役割を担う事業者（以下「建設企業」という。）を契約当事者として締結する。

ただし、建設企業が代表者である特定建設工事共同企業体との間で建設工事請負契約を締結する場合は、当該特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（以下「協力事業者」という。）についても建設工事請負契約の締結当事者とする。

4 工事監理業務委託契約

工事監理業務委託契約は、本事業における工事監理業務を適正かつ確実に実施するために必要な事項を定めた契約であり、府と本事業における工事監理業務を実施する役割を担う事業者（以下「工事監理企業」という。）を契約当事者として締結する。

5 競輪場運営年次契約

競輪場運営年次契約は、本事業における競輪場運営業務を適正かつ確実に実施するために必要な事項を定めた契約であり、府と本事業における競輪場運営業務を実施する役割を担う事業者（以下「競輪場運営事業者」という。）を契約当事者として締結する。

なお、競輪場運営年次契約は、事業期間内における毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「事業年度」という。）を対象とした契約を締結する。

第1章 総則

第1条（目的）

基本契約は、府及び事業者が相互に協力して連携を図り、本事業を適正かつ確実に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（用語の定義）

- 1 基本契約において使用する用語の定義は、基本契約別紙1に定めるところによるものとする。
- 2 基本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のために付すものであり、基本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

第3条（本事業の趣旨の尊重及び遵守事項）

- 1 事業者は、本事業が自転車競技法（昭和23年法律第209号）に基づいて府が施行する競輪事業の一部として実施するものであり、当該収益をもって府の財政に貢献するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 府は、本事業が競輪事業における安定的な収益の確保に向けて民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 3 府及び事業者は、本事業の実施にあたり、競輪事業における安定的な収益の確保に向けて相互に協力するとともに十分に連携を図りながら対応しなければならないものとする。
- 4 府及び事業者は、基本契約の履行にあたり、日本国の法令等を遵守するものとする。

第4条（規定の適用関係）

- 1 本事業における事業管理業務に関する権利義務については、基本契約の規定が適用されることにより、府と代表企業の役割を担う事業者（以下「代表企業」という。）との間において生じるものとし、基本契約、要求水準書及び計画提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、基本契約、要求水準書、計画提案の順に優先して適用されるものとする。
- 2 本事業における設計業務に関する権利義務については、基本契約及び建築設計業務委託契約の規定が適用されることにより、府及び設計企業との間において生じるものとし、基本契約、建築設計業務委託契約、要求水準書及び計画提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、基本契約、建築設計業務委託契約、要求水準書、計画提案の順に優先して適用されるものとする。
- 3 本事業における建設業務にかかる権利義務については、基本契約及び建設工事請負契約の規定が適用されることにより、府及び建設企業との間において生じるものとし、基本契約、建設工事請負契約、要求水準書、計画提案及び設計図書の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、基本契約、建設工事請負契約、要求水準書、設計図書、計画提案の順に優

先して適用されるものとする。

- 4 本事業における工事監理業務にかかる権利義務については、基本契約及び工事監理業務委託契約の規定が適用されることにより、府及び工事監理企業との間において生じるものとし、基本契約、工事監理業務委託契約、要求水準書、計画提案及び設計図書の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、基本契約、工事監理業務委託契約、要求水準書、設計図書、計画提案の順に優先して適用されるものとする。
- 5 本事業における競輪場運營業務にかかる権利義務については、基本契約、競輪場運営年次契約の規定が適用されることにより、府及び競輪場運営事業者との間において生じるものとし、基本契約、競輪場運営年次契約、要求水準書及び計画提案の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、基本契約、競輪場運営年次契約、要求水準書、計画提案の順に優先して適用されるものとする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、要求水準書と計画提案の内容に差異がある場合には、計画提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回るときに限り、計画提案に記載された提案内容に基づく水準が優先して適用され、当該水準が要求水準になるものとする。

第5条（秘密の保持）

- 1 府及び事業者は、基本契約並びに基本契約に基づいて締結する建築設計業務委託契約、建設工事請負契約、工事監理業務委託契約、及び競輪場運営年次契約（以下、これらの契約を総称して「契約等」という。）の履行に関して相手方当事者から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、契約等の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、契約等に別段の定めがある場合を除いては、相手方当事者の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による契約等上の義務違反によることなく公知となった情報。
 - (2) 相手方当事者から開示されるよりも前に自らが正当に保持していたことを証明できる情報。
 - (3) 相手方当事者から開示された後に府及び事業者のいずれの責にも帰すことのできない事由により公知となった情報。
 - (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報。
 - (5) 府及び事業者が、契約等に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報。
- 3 第1項の定めにかかわらず、府及び事業者は、次の各号に掲げる場合は相手方当事者の

承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合。
- (2) 京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）などの法令等に従い開示が要求される場合。
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合。
- (4) 府又は事業者が本事業に関連して業務を委託した事業者等に対して契約等と同等の秘密保持義務を課して開示する場合。
- (5) 府が本事業を事業者以外の第三者に委託する、又は請け負わせる場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合。

第6条（共通事項）

- 1 契約等に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、指示、要請、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、府が必要と認めた場合には、この限りではない。
- 2 契約等の履行に関して府及び事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 契約等に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 契約等に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。
- 5 契約等の履行に関して府及び事業者の間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 6 契約等の履行に関する期間の定めについては、契約等に別途定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 契約等の履行に関して府及び事業者の間で用いる時刻は日本標準時とする。
- 8 契約等で定められている法令等が改正（新たな制定を含む。）された場合には、法令等が特に定める場合を除き、当該改正された法令等が契約等に適用されるものとする。

第2章 本事業に関する事項

第7条（基本契約の有効期間）

基本契約の有効期間は、基本契約が有効となったときから、理由の如何を問わず本事業が終了した日又は令和31年3月31日のいずれか早い方の日に終了するものとする。

第8条（基本契約の変更）

- 1 府又は代表企業は、基本契約（別紙を含む。以下この条において同じ。）を変更する必要があると認めるときは、変更内容を記載した書面を相手方に通知し、その変更を請求することができるものとする。
- 2 代表企業は、府から前項に定める書面を受領した場合は、当該受領日から14日以内に、変更に伴う措置並びに本事業の実施に関する工程若しくは費用又は実施内容などの変更の有無について検討した結果を府に通知するものとし、自らが前項に定める書面を通知する場合は変更内容に変更に伴う措置及び本事業の実施に関する工程若しくは費用又は実施内容などの変更の有無についての検討結果を併せて記載した書面を府に通知するものとし、府及び代表企業は、基本契約の変更案について協議を行うものとする。
- 3 前項における府と代表企業との間における協議が調わない場合は、府が合理的な内容を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 4 基本契約の変更は、府及び代表企業の書面による合意によらない限り、効力を生じないものとする。

第9条（債務不履行）

事業者は、基本契約上の義務を履行しないことにより府に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならないものとする。

第10条（契約の保証）

本事業の実施に関する契約等の契約保証金については、契約等に別途定めがある場合を除き、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第159条、第160条、第173条の定めるところにより取り扱うものとする。

第11条（権利義務の譲渡等）

- 1 事業者は、府の事前の承諾を得た場合を除き、本事業の実施に関する契約等上の地位又は契約等により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。
- 2 事業者は、府の事前の承諾を得た場合を除き、代表企業、設計企業、建設企業、工事監理企業、又は競輪場運営事業者を変更してはならない。

第12条（本事業の概要）

- 1 事業者が本事業において実施する業務は、契約等、要求水準書及び計画提案に定める次

の各号に掲げる各業務又は事業の全て、これら各業務又は事業の実施に係る資金調達、これら各業務又は事業に付随又は関連する一切の業務により構成されるものとする。

- (1) 事業管理業務
- (2) 競輪場整備業務（設計業務、建設業務及び工事監理業務）
- (3) 競輪場維持・管理業務及び運営業務
- (4) 付帯事業

2 事業者は、基本契約別紙2に記載の各業務又は事業を実施するものとし、府との間で各業務又は事業の実施に関する契約等を締結しなければならないものとする。

3 本事業における事業期間は、基本契約の締結後から理由の如何を問わず基本契約が終了した日又は令和31年3月31日のいずれか早い方の日に終了するものとする。

4 本事業における競輪場整備期間は、基本契約の締結後から本事業において再整備する向日町競輪場の施設（以下「本施設」という。）の引渡予定日である令和11年6月30日までとする。ただし、府及び事業者は契約等の定めるところにより競輪場整備期間を変更することができるものとする。

5 本事業における競輪場運営業務期間は、令和8年4月1日から令和31年3月31日までとする。ただし、府及び事業者は契約等の定めるところにより競輪場運営業務期間を変更することができるものとする。

第13条（事業者が締結すべき契約）

- 1 府及び設計企業は、基本契約と共に基本契約書別紙3の書式に基づく建築設計業務委託契約を締結する。
- 2 府及び建設企業は、基本契約と共に基本契約書別紙4の書式に基づく建設工事請負契約を締結する。
- 3 府及び工事監理企業は、基本契約と共に基本契約書別紙5の書式に基づく工事監理業務委託契約を締結する。
- 4 府及び競輪場運営事業者は、基本契約と共に基本契約書別紙6の書式に基づく競輪場運営年次契約を締結する。なお、競輪場運営年次契約は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間を対象とした契約を締結する。

第14条（事業者の役割等）

- 1 本事業の実施において、事業者は府との間で書面により別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に定める役割及び義務を負うものとする。
 - (1) 代表企業は、基本契約、要求水準書及び計画提案の定めるところにより事業者を代表し、事業管理業務を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、事業管理業務を適正かつ確実に実施するための一切の責任を負うものとする。

- (2) 設計企業は、基本契約、建築設計業務委託契約、要求水準書及び計画提案に別途定めがある場合を除き、設計業務を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、設計業務を適正かつ確実に実施するための一切の責任を負うものとする。
- (3) 建設企業は、基本契約、建設工事請負契約、要求水準書、設計図書及び計画提案に別途定めがある場合を除き、建設業務を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、建設業務を適正かつ確実に実施するための一切の責任を負うものとする。
- (4) 工事監理企業は、基本契約、工事監理業務委託契約、要求水準書、設計図書及び計画提案に別途定めがある場合を除き、工事監理業務を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、工事監理業務を適正かつ確実に実施するための一切の責任を負うものとする。
- (5) 競輪場運営事業者は、基本契約、競輪場運営年次契約、要求水準書及び計画提案に別途定めがある場合を除き、競輪場運営業務を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、競輪場運営業務を適正かつ確実に実施するための一切の責任を負うものとする。
- (6) 付帯事業者は、基本契約、要求水準書及び計画提案に別途定めがある場合を除き、付帯事業を実施するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、付帯事業を適正かつ確実に実施するための一切の責任を負うものとする。
- (7) 代表企業以外の事業者は、事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するために、代表企業による代表企業以外の事業者間の総合的な調整を円滑に行えるように協力しなければならない。

2 前項において、事業者は、府の責に帰すべき事由による場合、府又は事業者のいずれの責にも帰さない法令等の変更等又は不可抗力の事由による場合を除き、契約等上のいかなる責任をも免れず、事業者の責に帰すべき事由があったものとして、契約等上の責任を負うものとする。

3 本事業の実施に関する契約等上に別途定めのある場合を除き、府の本事業に関する確認若しくは立会又は事業者から府に対する報告、通知若しくは説明を理由として事業者はいかなる契約等上における事業者の責任をも免れず、当該確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、府は何ら責任を負担しない。

第15条（事業者の一括委託又は一括下請負の禁止）

- 1 代表企業は、本事業における事業管理業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならないものとする。
- 2 設計企業は、本事業における設計業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者

に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。

- 3 建設企業は、本事業における建設業務のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）の適用対象となる建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。ただし、本事業における建設業務のうち、本施設に備える什器備品等の調達及び設置に関する業務についてはこの限りではない。
- 4 工事監理企業は、本事業における工事監理業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならないものとする。
- 5 競輪場運営事業者は、本事業における競輪場運營業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならないものとする。
- 6 付帯事業者は、本事業における付帯事業の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならないものとする。

第16条（事業工程表）

- 1 代表企業は、基本契約の締結日の翌日から14日以内に、基本契約の締結日から令和31年3月31日までの事業工程表を作成し、府に提出するとともに確認を受けなければならない。
- 2 代表企業は、自らの責任において事業工程表に基づく本事業の進捗管理を適正に行わなければならないものとし、事業者は本事業を事業工程表に従い適正かつ確実に実施するものとする。
- 3 代表企業は、事業工程表について変更があった場合には、速やかに府に当該変更後の事業工程表を提出して、確認を得るものとする。

第17条（事業費内訳書等）

- 1 代表企業は、基本契約の締結日の翌日から14日以内に、計画提案に基づく事業費の内訳書を作成し、府に提出するとともに、確認を受けなければならない。
- 2 代表企業は、本事業の進捗状況に応じて、適宜、前項に定める事業費の内訳書における内訳区分の詳細化を図るとともに、事業費の内訳について変更があった場合には、速やかに府に当該変更後の事業費の内訳書を提出し、確認を得るものとする。

第18条（成果物及び本施設の著作権）

- 1 本事業の実施に関する成果物並びに本施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。
- 2 府は、本事業の実施に関する成果物並びに本施設について、府の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本事業の終了後も存続するものとする。
- 3 事業者は、府が、本事業の実施に関する成果物並びに本施設を次の各号に掲げるところによ

り利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（ただし、府が事業者提供した著作物の著作権者を除く。以下、本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。

- (1) 著作者名を表示せずに成果物の全部若しくは一部又は本施設の内容を自ら公表若しくは広報に使用し、又は府が認めた公的機関をして公表若しくは広報に使用させること。
- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。
- (3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で府、府の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- (4) 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
- (5) 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、取り壊すこと。

4 事業者は、自ら又は著作権者をして、第1項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ府の承諾を得た場合は、この限りでない。

5 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ府の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 本事業の実施に関する成果物並びに本施設の内容を公表すること。
- (2) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。
- (3) 本事業の実施に関する成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

第19条（第三者の知的財産権等の侵害）

- 1 事業者は、本事業の実施に関する契約等の履行にあたり、第三者の有する知的財産権等を侵害しないこと、並びに本施設及び事業者が府に対して提供する本事業の実施に関する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを、府に対して保証する。
- 2 事業者が、本事業の実施に関する契約等の履行にあたり、第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は本施設若しくは事業者が府に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責に帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害により生じた損害を補償及び賠償し、又は府が指示する必要な措置を行う。ただし、事業者の当該侵害が、府の特に指定する工事材料、施工方法又は管理運営方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

第20条（監督職員）

- 1 府は、監督職員を置いたときは、その日から14日以内に、その氏名を代表企業に通知するものとする。また、監督職員を変更したときも変更した日から14日以内に、その氏名を代表企業に通知するものとする。
- 2 監督職員は、契約等の他の条項に定めるもの及び契約等に基づく府の権限とされる事項

のうち、府が必要と認めて監督職員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 本事業の適正かつ確実な実施についての代表企業又は代表企業の総括代理人に対する請求、勧告、通知、承諾、確認、指示、要請又は協議
 - (2) 代表企業による本事業の業績等の確認の結果に関する監督
 - (3) 契約等の義務の履行に係る本事業の実施状況に関する監督
 - (4) 事業者が作成及び提出した資料の確認
- 3 府は、二人以上の監督職員を置き、前項に掲げる権限を分担させた場合には、それぞれの監督職員の有する権限の内容を代表企業に通知する。また、契約等に基づく府の権限の一部を監督職員に委任した場合には、当該委任した権限の内容を代表企業に通知する。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の請求、勧告、通知、承諾、確認、指示、要請又は協議は、原則として書面及び当該書面の電子データにより行わなければならないものとする。
- 5 府が監督職員を置いた場合には、契約等に定める府に対する請求、通知、報告、申出、要請等は、監督職員を経由して行うものとする。この場合において、監督職員に請求、通知、報告、申出、要請等が到達した日をもって府に到達したものとみなす。
- 6 府が監督職員を置かない場合には、契約等に定める監督職員の権限は、府に帰属する。
- 7 府の業務受託者は、監督職員と共に事業者が実施する各業務について、モニタリングを行うことができるものとする。

第21条（代表企業の総括代理人）

- 1 代表企業は、総括代理人を置くものとし、その氏名その他必要な事項を直ちに府に通知しなければならない。総括代理人を変更したときも同様とする。
- 2 総括代理人は、基本契約の履行に関し、次の各号に掲げる権限を除く、基本契約に基づく代表企業の一切の権限を行使することができるものとする。
 - (1) 契約等に係る契約金額の変更
 - (2) 契約等に係る契約金額の請求及び受領
 - (3) 次条第1項の請求の受理
 - (4) 次条第2項の決定及び通知
 - (5) 契約等の解除
- 3 代表企業は、基本契約に定める請求、通知、報告、申出、要請、確認及び解除を、総括代理人を経由して行うものとし、府は、基本契約に定める請求、勧告、通知、確認、承諾、指示、要請等を、総括代理人を経由して行うものとする。

第22条（総括代理人等に関する措置請求）

- 1 府は、総括代理人がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、代表企業に対して、その理由を明示した書面により、

必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 代表企業は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に府に通知しなければならない。
- 3 代表企業は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合には、府に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 府は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に代表企業に通知しなければならない。

第23条（業績等の監督及び改善要求措置）

- 1 代表企業は、本事業の業績等を確認し、府に報告するものとする。
- 2 府は、前項の代表企業の報告によるほか、必要に応じて実地にて確認を行い、本事業の業績等の監督を行う。
- 3 代表企業は、基本契約に定めがある場合、又は府の請求があるときは、事業者が実施する各業務の実施状況並びに契約等の履行状況について、府に説明及び報告しなければならない。
- 4 府は、随時に、事業者が実施する本事業の実施状況又は契約等の履行状況について、実地にて確認することができるものとする。
- 5 府は、前4項の結果、本事業の業績等に関して懸念事項があった場合は、改善要求措置をとるものとする。

第24条（事業費の支払い等）

府は、契約等の定めるところにより、事業費を事業者に支払うものとする。

第25条（遅延利息）

- 1 府が、契約等に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を事業者を支払わなければならない。
- 2 事業者が、契約等に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、年2.5%を乗じて計算した額の遅延利息を府に支払わなければならない。

第26条（費用負担等）

- 1 事業者による本事業の実施その他契約等上の義務の履行に必要な一切の費用は、事業費及び契約等において府が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて事業者が負担する。
- 2 事業者による本事業の実施その他契約等上の義務の履行に必要な事業者の資金の調達は、

契約等において府が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて事業者が自らの責任と費用で行う。

- 3 府は、契約等において別途規定されている場合を除き、事業者に対する保証、出資、その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行わない。

第27条（租税公課の負担）

契約等及び本事業に関連して生じる租税公課は、契約等において別途規定されている場合を除き、すべて事業者が負担する。

第28条（許認可の取得等）

- 1 事業者は、本事業を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出の提出を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。ただし、府が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、府が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について事業者が協力を求めた場合には、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り、事業者はこれに応じるものとする。

- 2 事業者は、前項ただし書きに定める場合を除き、本事業を実施するために必要な許認可の取得又は維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担するものとする。

- 3 府は、前2項に定める事業者による許認可の取得若しくは維持又は届出の提出について、事業者から書面により協力を要請された場合には、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。

- 4 事業者は、本事業の実施に係る許認可等の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、本事業の終了時に府に提出するものとする。

- 5 事業者は、本事業の実施に係る許認可等の原本を保管し、府の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを府に提出するものとする。

第29条（保険の付保等）

- 1 事業者は、自らの責任と費用負担により、本事業の実施に必要な保険に加入することができるものとする。

- 2 事業者は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含むものとする。）又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに府に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。

第30条（関連業務等の調整）

- 1 事業者は、府又は府が第三者をして実施する関連業務等が、事業者が実施する本事業に関する業務に関連する場合は、関連業務等の円滑な実施に協力し、必要な調整を行うものとする。

る。

- 2 事業者は、前項における関連業務等が実施される場合、関連業務等を実施する第三者及びその使用人等に関する一切の責任を負わない。ただし、事業者による調整が不相当と認められる場合はこの限りではない。

第31条（事業費の改定）

- 1 府又は代表企業は、契約等の定めるところにより、事業費の改定が必要であると認めるときは、事業費の改定内容を記載した書面を相手方に通知し、その改定を請求することができるものとし、当該改定の可否について協議を行うものとする。この場合において、代表企業は、府から改定の請求があった場合は、改定を請求する書面を受領した日から14日以内に、当該改定に伴う事業費の変更金額の見積及び改定後の事業費の内訳書の検討結果等を府に通知するものとし、自らが改定を請求する場合は当該改定に伴う事業費の変更金額の見積及び改定後の事業費の内訳書の検討結果等を併せて記載した書面を府に通知するものとする。
- 2 前項における府と代表企業との間における協議が調わない場合は、府が改定の可否を定めるものとし、代表企業はこれに従わなければならないものとする。

第32条（物価等の変動に基づく建設工事費の改定）

- 1 府又は事業者は、建設工事請負契約の本契約の締結日から12ヶ月を経過した後に、当該締結日において公表されている直近の物価指数を基準として、請求月の物価指数が1.5%以上の変動があった場合、相手方に対して建設工事費の改定を請求することができるものとする。
- 2 建設工事費の改定は建設工事請負契約に定めるところによるものとする。

第33条（要求水準等の変更）

- 1 府又は代表企業は、本事業の実施にあたり計画条件又は要求水準の変更が必要であると認めるときには、計画条件又は要求水準の変更内容を記載した書面を相手方に通知し、その変更を請求することができるものとし、当該変更の可否について協議を行うものとする。この場合において、代表企業は、府から変更の請求があった場合は、変更を請求する書面を受領した日から14日以内に、当該変更に伴う措置、本施設の引渡しの遅延の有無、事業費及び競輪事業収益の変動の有無、本事業の実施内容の変更の有無を検討した結果等を府に通知するものとし、自らが変更を請求する場合は計画条件又は要求水準の変更内容に当該変更に伴う措置、本施設の引渡しの遅延の有無、事業費及び競輪事業収益の変動の有無、本事業の実施内容の変更の有無の検討結果等を併せて記載した書面を府に通知するものとする。
- 2 府又は代表企業は、技術革新等により事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して事業費の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。

- 3 前2項における府と代表企業との間における協議が調わない場合は、府が変更等の可否及び合理的な変更案を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならないものとする。

第34条（要求水準等の変更による措置）

- 1 代表企業は、前条第1項に定める変更の請求により、当該変更に伴う措置を検討するにあたり、本施設の引渡しの遅延、事業費の増加又は競輪事業収益の減少が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間並びに費用の増加及び収益の減少が最小限となるように対応策を検討し、府に通知するとともに府と協議しなければならない。
- 2 府の責に帰すべき事由により、計画条件又は要求水準の変更がなされる場合は、府が当該変更による合理的な増加費用を負担するものとし、代表企業との協議により当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定めるものとする。また、当該変更により本施設の引渡しの遅延が避けられない場合は、府が代表企業と協議の上、引渡予定日を変更できるものとする。
- 3 法令等の変更等又は不可抗力により、計画条件又は要求水準の変更がなされる場合は、当該変更による合理的な増加費用に関しては第37条第4項又は第38条第3項がそれぞれ適用されるものとする。また、当該変更により本施設の引渡しの遅延が避けられない場合は、府が代表企業と協議の上、引渡予定日を変更できるものとする。
- 4 法令等の変更等又は不可抗力により、計画条件又は要求水準の変更がなされる場合で、当該変更により事業者が負担する費用が減少するときには、第37条第5項又は第38条第4項がそれぞれ適用されるものとする。
- 5 計画条件又は要求水準の変更がなされる場合で、事業者が本事業の実施に関して府に提出済、又は提出予定の書類、図面及びそれらに関連する資料、その他の成果物の変更が必要な場合には、事業者は、速やかにそれらを必要な範囲内で変更し、提出済の書類等については改めて変更後の書類等を府に提出するものとする。

第35条（臨機の措置）

- 1 事業者は、本事業の実施に係る事故又は災害防止等のために必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ府の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合において、事業者は、措置した内容を府に直ちに報告しなければならない。
- 3 府は、事故又は災害防止その他本事業に関連する危機管理上、特に必要があると認められるときは、事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者の負担とすることが明らかに適当でないと思われる部分については、府が負担する。

第36条（第三者に生じた損害）

- 1 事業者は、本事業の実施に関して第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。）には、直ちに府に報告し、当該第三者に対して、当該損害を賠償する。
- 2 前項で規定された第三者の損害に関して府が当該第三者に対して金銭を支払った場合には、事業者は、当該金銭に相当する金額について当該支払を行った府に対して補償する。
- 3 事業者が本事業に関して府の責に帰すべき事由により第三者が被った損害を賠償する法令等上の義務を負った場合には、当該帰責事由の存する府は、事業者が当該賠償義務を負ったことにより事業者が生じた合理的な増加費用を負担する。

第37条（法令等の変更による措置）

- 1 府及び代表企業は、法令等の変更等により、契約等、計画条件若しくは要求水準の変更が必要になる場合又は事業費が増加する場合は、速やかにその内容の詳細を相手方当事者に通知する。
- 2 前項の通知が送付された場合、府及び代表企業は、契約等、計画条件若しくは要求水準の変更又は増加費用の負担等について協議する。なお、この場合において、代表企業は、法令等の変更等又はこれに伴う契約等、計画条件若しくは要求水準の変更による事業費の増減について、府に申し出なければならない。
- 3 当該法令等の変更等の公布日から60日以内に前項の協議が調わない場合は、府が合理的な範囲での対応方法を代表企業に通知することとし、事業者はこれに従わなくてはならない。なお、この場合における増加費用の負担については次項による。
- 4 契約等の締結後において、法令等の変更等により、本事業の実施に関して事業者が合理的な増加費用が発生した場合には、次の各号に定めるとおりとする。ただし、消費税等の税率変更により増加費用の負担が発生した場合には、次の各号にかかわらず府が事業費に係る当該増加費用を負担する。
 - (1) 本事業又は国若しくは地方公共団体が所有する施設の整備、維持管理若しくは運営に、特別に又は典型的に影響を及ぼす法令等の変更等の場合には、府が事業費に係る当該増加費用を負担する。
 - (2) 前号に該当せず、施設の整備、維持管理又は運営に影響を及ぼす法令等の変更等であり、これに伴う事業者による増加費用の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合については、府が事業費に係る当該増加費用を負担する。
 - (3) 前2号に該当しない法令等の変更等の場合には、事業者が当該増加費用を負担する。ただし、本事業の遂行上重大な支障があると認められる場合には、府及び代表企業は、当

該増加費用の負担について協議するものとする。

- 5 府は、法令等の変更等により本事業に係る事業者の負担する費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で事業費を減額することができるものとする。
- 6 府は、法令等の変更等により本施設の引渡しの遅延が避けられない場合には、代表企業と協議の上、引渡予定日を変更する。
- 7 第1項から第6項までの規定は、法令等の変更等により事業者が本事業を継続することが不能となったと府が判断する場合、又は府が本事業の継続に過分の費用を要する場合において、契約等に定められた府の解除権を何ら制限するものではない。

第38条（不可抗力による措置）

- 1 府及び代表企業は、不可抗力及び府又は事業者の双方の責に帰さない事由により契約等に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該不可抗力及び府又は事業者の双方の責に帰さない事由が発生した日以降、当該不可抗力及び府又は事業者の双方の責に帰さない事由により履行不能となった義務について、契約等に基づく履行義務を免れるものとする。ただし、当該通知を行った契約等の当事者は、当該不可抗力及び府又は事業者の双方の責に帰さない事由により契約等の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。
- 2 代表企業は、不可抗力及び府又は事業者の双方の責に帰さない事由により本事業に関して事業者が合理的な増加費用が発生した場合には、当該不可抗力及び府又は事業者の双方の責に帰さない事由の内容の詳細及びそれに伴う増加費用の詳細を通知し、当該増加費用の負担等について府と協議することができる。
- 3 府及び代表企業は、前項の協議の結果を踏まえ、契約等の締結後において、不可抗力及び府又は事業者の双方の責に帰さない事由により本事業の実施に関して事業者が発生した合理的な増加費用を基本契約書別紙8に規定された負担割合に応じて当該費用を負担する。
- 4 府は、不可抗力及び府又は事業者の双方の責に帰さない事由により本事業に係る事業者の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で事業費を減額することができるものとする。
- 5 府は、不可抗力及び府又は事業者の双方の責に帰さない事由により本施設の引渡しの遅延が避けられない場合には、代表企業と協議の上、引渡予定日を変更する。
- 6 第1項から第5項までの規定は、不可抗力及び府又は事業者の双方の責に帰さない事由により事業者が本事業を継続することが不能となったと府が判断する場合、又は府が本事業の継続に過分の費用を要する場合において、契約等に定められた府の解除権を何ら制限するものではない。

第39条（中断による措置）

- 1 府は、合理的に必要ながあると認めた場合には、その理由を代表企業に通知した上で、本事業の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 2 府は、前項により、本施設の引渡しの遅延が避けられない場合には、代表企業と協議の上、引渡予定日を変更する。ただし、前項に定める一時中止が事業者の責に帰すべき事由によるときは引渡予定日を変更しない。
- 3 第1項に定める一時中止が府の責に帰すべき事由による場合に、事業者が発生する合理的な増加費用については、当該帰責事由の存する府がこれを負担する。
- 4 第1項に定める一時中止が事業者の責に帰すべき事由による場合に、事業者が発生する増加費用については、事業者がこれをすべて負担する。
- 5 第1項に定める一時中止が法令等の変更等又は不可抗力若しくは府又は事業者の双方の責に帰さない事由によるときには、当該一時中止に関して事業者が発生する合理的な増加費用に関しては第37条第4項又は第38条第3項がそれぞれ適用されるものとする。

第3章 本事業の実施に関する事項

第1節 事業管理業務に関する事項

第40条（事業管理業務）

- 1 代表企業は、基本契約、要求水準書及び計画提案に基づき、事業管理業務として次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 事業期間にわたり事業者を代表し、本事業の適正かつ確実な実施を図るための経営管理体制を構築するとともに維持し、必要に応じて更新する。
 - (2) 競輪場整備業務期間にわたり競輪場整備業務を効率的かつ効果的に実施する事業者による業務実施体制を構築するとともに維持し、必要に応じて更新する。
 - (3) 競輪場運営業務期間にわたり競輪場運営業務を効率的かつ効果的に実施する事業者による業務実施体制を構築するとともに維持し、必要に応じて更新する。
- 2 前項のほか、事業管理業務の実施については基本契約、要求水準書及び計画提案に定めるとおりとする。

第41条（事業管理総合計画書）

- 1 代表企業は、基本契約の締結日の翌日から14日以内に、要求水準書及び計画提案に基づいた事業管理総合計画書を作成し、府に提出し、府の確認を受けなければならない。
- 2 代表企業は、前項の事業管理総合計画書の内容を変更するときは、予め府に変更内容を通知し、かつ、変更後速やかに変更した事業管理総合計画書を府に提出し、府の確認を受けなければならない。

第42条（関係者協議会の設置運営）

- 1 代表企業は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うことを目的とし、府及び事業者により構成する関係者協議会を設置し、定期的を開催するものとする。
- 2 府及び事業者は、関係者協議会において本事業の実施に関する事項について協議するほか、事業者は本事業の実施状況を報告し、府はその報告を確認する。

第43条（不測の事態等への対応）

- 1 代表企業は、不測の事態等により自らの本事業に対する経営管理体制の維持更新が困難になる場合又は困難になるおそれがあると判断した場合は、速やかにその内容の詳細を府に通知するとともにその対応について府との間で協議しなければならない。また、代表企業以外の事業者は、府から求められたときは、当該協議に参加しなければならない。
- 2 代表企業は、不測の事態等により代表企業以外の事業者による業務実施体制の維持更新が困難になる場合又は困難になるおそれがあると判断した場合は、速やかにその内容の詳細を府に通知するとともにその対応について府との間で協議しなければならない。また、代表企業以外の事業者は、府から求められたときは、当該協議に参加しなければならない。

- 3 前各項における府と代表企業との間における協議が調わない場合は、府が本事業の趣旨を鑑みて合理的な対応を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。

第2節 競輪場整備業務に関する事項

第44条（設計業務）

- 1 設計企業は、府との間で建築設計業務委託契約の締結後、速やかに設計業務に着手し、要求水準書及び計画提案に定める設計業務の成果物を完成させて府に引き渡すものとする。
- 2 前項のほか、本事業における設計業務の実施については建築設計業務委託契約、要求水準書及び計画提案に定めるとおりとする。

第45条（設計業務計画書）

- 1 設計企業は、基本契約の締結日の翌日から14日以内に、要求水準書及び計画提案に基づいた設計業務計画書を作成し、府に提出し、府の確認を受けなければならない。
- 2 設計企業は、前項の設計業務計画書の内容を変更するときは、予め府に変更内容を通知し、かつ、変更後速やかに変更した設計業務計画書を府に提出し、府の確認を受けなければならない。

第46条（設計業務の成果物）

- 1 設計企業は、基本設計の終了日の翌日から14日以内に、要求水準書の定めるところにより施設性能確認計画書（基本設計終了時点）及び基本設計図書（関連する資料等を含む。）を設計業務の成果物として府に提出すること。
- 2 設計企業は、実施設計の終了日の翌日から14日以内に、要求水準書の定めるところにより施設性能確認計画書（建設工事着手時点）及び実施設計図書（関連する資料等を含む。）を設計業務の成果物として府に提出すること。

第47条（建設業務）

- 1 建設企業は、府との間で建設工事請負契約の締結後、速やかに建設業務に着手し、本施設の引渡日までに本施設を完成させて府に引渡すものとする。
- 2 前項のほか、本事業における建設業務の実施については建設工事請負契約、要求水準書、設計図書及び計画提案に定めるとおりとする。

第48条（建設業務計画書）

- 1 建設企業は、本施設の建設工事の着工日の30日前までに、要求水準書及び計画提案に基づいた建設業務計画書を作成し、府に提出し、府の確認を受けなければならない。
- 2 建設企業は、前項の建設業務計画書の内容を変更するときは、予め府に変更内容を通知し、かつ、変更後速やかに変更した建設業務計画書を府に提出し、府の確認を受けなければならない。

第49条（進捗状況報告書）

- 1 建設企業は、本施設の建設工事の着工日を含む月の前月末日の翌日から14日以内に、要求水準書の定めるところにより進捗状況報告書を作成し、府に提出し、府の確認を受けなければならない。
- 2 建設企業は、前項の進捗状況報告書の提出以降、本施設の引渡日が含まれる月までの毎月末日の翌日から14日以内に前月の進捗状況報告書を作成し、府に提出し、府の確認を受けなければならない。

第50条（備品等調達設置計画書）

- 1 建設企業は、本施設の引渡日の1年前までに、要求水準書及び計画提案に基づいた備品等調達設置計画書を作成し、府に提出し、府の確認を受けなければならない。
- 2 建設企業は、前項の備品等調達設置計画書の内容を変更するときは、予め府に変更内容を通知し、かつ、変更後速やかに変更した備品等調達設置計画書を府に提出し、府の確認を受けなければならない。

第51条（建設業務の成果物）

建設企業は、建設業務の終了日の翌日から14日以内に、要求水準書に定めるところにより建設業務の成果物を府に提出すること。

第52条（工事監理業務）

- 1 工事監理企業は、府との間で工事監理業務委託契約の締結後、速やかに工事監理業務に着手し、要求水準書及び計画提案に定める工事監理業務の成果物を府に引き渡すものとする。
- 2 前項のほか、本事業における工事監理業務の実施については工事監理業務委託契約、要求水準書、設計図書及び計画提案に定めるとおりとする。

第53条（工事監理業務計画書）

- 1 工事監理企業は、本施設の建設工事の着工日の30日前までに、要求水準書及び計画提案に基づいた工事監理業務計画書を作成し、府に提出し、府の確認を受けなければならない。
- 2 工事監理企業は、前項の工事監理業務計画書の内容を変更するときは、予め府に変更内容を通知し、かつ、変更後速やかに変更した工事監理業務計画書を府に提出し、府の確認を受けなければならない。

第54条（工事監理業務報告書）

- 1 工事監理企業は、本施設の建設工事の着工日を含む月の前月末日の翌日から14日以内に、要求水準書の定めるところにより工事監理業務報告書を作成し、府に提出し、府の確認を受けなければならない。
- 2 工事監理企業は、前項の工事監理業務報告書の提出以降、本施設の引渡日が含まれる月

までの毎月末日の翌日から14日以内に前月を対象とした工事監理業務報告書を作成し、府に提出し、府の確認を受けなければならない。

第55条（工事監理業務の成果物）

工事監理企業は、工事監理業務の終了日の翌日から14日以内に、要求水準書に定めるところにより工事監理業務の成果物を府に提出すること。

第56条（事業限度額）

府は、建築設計業務委託契約、建設工事請負契約及び工事監理業務委託契約の定めるところにより設計企業、建設企業及び工事監理企業に支払う設計業務、建設業務及び工事監理業務の実施の対価について、総額105.3億円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度として支払うものとする。

第3節 競輪場運営業務に関する事項

第57条（準備期間）

1 競輪場運営事業者は、基本契約の締結日から競輪場運営業務期間の初日の前日までに、競輪場運営業務期間の初日以降に実施する競輪場運営業務の準備事務として次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 競輪場運営業務を実施するために必要な人員の確保及び研修の実施
- (2) 競輪場運営業務期間の初日の前日まで競輪場運営業務を実施している者からの競輪場運営業務に関する引継ぎ
- (3) その他府及び競輪場運営事業者の協議の上で決定した事項

2 前項の事務については、運営委託料に含まない。

第58条（競輪場運営業務）

- 1 競輪場運営事業者は、府との間で競輪場運営年次契約の締結後、速やかに競輪場運営業務に着手し、要求水準書及び計画提案に定める競輪場運営業務を実施する。
- 2 前項のほか、本事業における競輪場運営業務の実施については競輪場運営年次契約、要求水準書及び計画提案に定めるとおりとする。

第59条（競輪場運営総合計画書）

- 1 競輪場運営事業者は、基本契約の締結日の翌日から14日以内に、競輪場運営総合計画書を作成し、府に提出し、府の確認を受けなければならない。
- 2 競輪場運営事業者は、前項の競輪場運営総合計画書の内容を変更するときは、予め府に変更内容を通知し、かつ、変更後速やかに変更した競輪場運営総合計画書を府に提出し、府の確認を受けなければならない。

第60条（競輪場運営年次計画書）

- 1 競輪場運営事業者は、競輪場運営年次契約の締結前までに、要求水準書の定めるところにより競輪場運営年次計画書を作成し、府に提出し、府の確認を受けなければならない。
- 2 競輪場運営事業者は、前項の競輪場運営年次計画書の内容を変更するときは、予め府に変更内容を通知し、かつ、変更後速やかに変更した競輪場運営年次計画書を府に提出し、府の確認を受けなければならない。

第61条（競輪場運営年次報告書）

競輪場運営事業者は、競輪場運営年次契約に定める契約期間の終了日から14日以内に、要求水準書の定めるところにより競輪場運営年次報告書を作成し、府に提出し、府の確認を受けなければならない。

第62条（競輪場運営業務による収益保証）

- 1 競輪場運営事業者は、府に対し毎事業年度3億円の収益を保証することとし、各事業年度における京都府収益事業特別会計（宝くじ事業による収入及び支出を除く）の歳入決算額（前年度繰越金を除く。）から同特別会計の歳出決算額（施設整備費、基金積立金を除く。）を差し引いた金額（以下「収益保証対象収支」という。）が3億円に満たない場合は、その不足額を府に補填するものとする。
- 2 不可抗力により第1項に規定する収益保証対象収支が悪化したことが明白な場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面による競輪場運営事業者からの申入れにより、府及び競輪場運営事業者が協議の上、第1項の規定により競輪場運営事業者が府に対して保証することとしている収益の額を合理性の認められる範囲で府が変更することができるものとする。

第63条（運営委託料の限度額）

各事業年度における運営委託料の限度額は当該事業年度における競輪事業収入から府が必要とする競輪事業支出を差し引いた金額（前条に定める収益の額を含む。）とし、この範囲内で、毎事業年度、府営競輪の開催日数等をふまえて府及び競輪場運営事業者が協議の上、府が当該年度の運営委託料を競輪場運営年次契約において定めるものとする。

第64条（相殺）

府は、基本契約及び競輪場運営年次契約に基づいて府が競輪場運営事業者に負う金銭債務と競輪場運営事業者が府に負う金銭債務とを相殺することができるものとし、なお不足がある場合は追徴するものとする。

第65条（競輪場運営業務における場外発売業務）

- 1 競輪場運営事業者は、競輪場運営業務における府営競輪の開催業務に準じて場外発売業務を実施するものとする。
- 2 府は、場外発売の実施にあたり、当該場外発売を主催する競輪施行者と協議を行い、臨

時場外車券売場の設置の決定を行うものとする。

- 3 府は、前項の決定に基づいて当該場外発売を主催する競輪施行者と場外発売に関する基本協定を締結し、競輪場運営事業者の合意の上、競輪場運営事業者の実施する業務の範囲を定めるものとする。
- 4 競輪場運営事業者は、前項の業務の範囲に応じて、別途、当該場外発売を主催する競輪施行者と場外発売業務に関する契約を締結するものとする。
- 5 前項に定める場外発売業務に関する契約に基づく場外発売委託料は、運営委託料とは別に、当該場外発売開催を主催する競輪施行者から競輪場運営事業者に直接支払われるものとする。

第66条（競輪場施設等の使用）

- 1 競輪場運営事業者は、競輪場施設等を競輪場運營業務以外の目的に使用してはならない。
- 2 競輪場運営事業者は、競輪場施設等を使用するときは、事前に府の説明を受け、善良なる管理者の注意をもってこれを使用し、管理しなければならない。
- 3 競輪場運営事業者が、前項の善良なる管理者の注意を怠った結果、競輪場施設等に損傷を与えた場合、競輪場運営事業者は、自己の負担で直ちにこれを原状に回復し、又はその損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。
- 4 競輪場運営事業者は、競輪場運營業務を実施するために競輪場施設等の修繕が必要となったときは、府と事前に協議の上、実施することとし、後日、当該修繕に関する完了報告書を府に提出するものとする。このうち、1件100万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の軽微なものについては、年間1,200万円までは競輪場運営事業者の費用負担において実施するものとする。また、1件100万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上、かつ緊急性の高い施設等の修繕については、年間1,800万円までは競輪場運営事業者の費用負担において実施するものとする。
- 5 競輪場運営事業者は、本事業の事業期間の終了日までに、競輪場施設等を自己の負担で、本事業により競輪場運営事業者が使用を開始した時点を基準として原状回復し（競輪場運營業務期間の経過相応の損耗を除く。）、速やかに府に返還しなければならない。ただし、原状に復さないことについて府の承認を得たときは、原状に回復することなく府に返還することができるものとする。

第67条（競輪場施設等の改修等）

競輪場施設等における改修又は修繕のうち前条第5項に規定するもの以外は、府と競輪場運営事業者で協議のうえ実施する。

第68条（施設管理用図面の貸与）

- 1 府は、本施設の引渡日の翌日から本事業の終了日までの期間にわたり、本施設の施設管

理用図面を競輪場運営事業者に貸与するものとする。

- 2 競輪場運営事業者は、前項に定める施設管理用図面を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、施設管理用図面の利用に係る一切の責任は、競輪場運営事業者が負担するものとする。
- 3 競輪場運営事業者は、本施設に関する競輪場運營業務の実施により必要となる施設管理用図面の更新を図るものとし、競輪場運営事業者は、施設管理用図面の更新を図った場合には、当該更新内容について府の確認を受けるものとする。

第69条（備品等の使用）

- 1 府は、競輪場運營業務の実施に必要な範囲内において府が所有又は借用する備品を無償で競輪場運営事業者を使用させるものとする。競輪場運営事業者は、これら備品を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、常に良好な状態を保つものとし、使用に当たっては事前に府の説明を受け、競輪場運営事業者の使用に係る維持管理、修繕及び取替に要する費用については、経年劣化によるものを除いて、原則として競輪場運営事業者が直接負担するものとする。
- 2 競輪場運営事業者が、前項の善良なる管理者の注意を怠った結果、前項に定める備品が競輪場運營業務の実施の用に供することができなくなった場合、競輪場運営事業者は、府と協議の上、自己の費用負担により当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 3 前2項の場合において、競輪場運営事業者が取替、購入又は調達した備品の所有権については、府が有するものとする。
- 4 第1項に規定する備品以外で、競輪場運営事業者が競輪場運營業務を実施するために必要とする備品及び消耗品については、競輪場運営事業者が自己の費用負担により購入するものとする。
- 5 競輪場運営事業者は、本事業の事業期間の終了日の翌日から第1項に規定する備品を府又は府が指定する第三者が使用できるように引き継がなければならない。また、前項に規定する備品及び消耗品については、原則として競輪場運営事業者が自己の責任と費用負担により撤去するものとする。ただし、いずれの場合においても、府及び競輪場運営事業者が別段の合意をした場合は、その合意内容によるものとする。

第70条（従業員の雇用）

競輪場運營業務に従事する従業員は、競輪場運営事業者において雇用するものとし、地域における安定した雇用の維持及び確保の観点から、包括運営委託者が現在雇用している従業員のうち、引き続き就業を希望する従業員の雇用については、可能な限り配慮するものとする。

第71条（地域経済の活性化への配慮）

競輪場運営事業者は、競輪場運営業務の実施にあたり、次のとおり地域経済の活性化への配慮に留意するものとする。

- (1) 競輪場運営年次契約の定めるところにより競輪場運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、府内中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- (2) 競輪場運営業務における物品等の調達を行おうとする場合には、府内中小企業者が製造又は加工した物品の利用の推進に努めること。

第72条（非常事態時の対応）

- 1 競輪場運営事業者は、向日町競輪場において災害、騒擾^{そうじょう}、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想される時又は発生したときは、直ちに府に報告し、必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、来場者の安全確保に関する措置及び公金、施設等の保全を優先して講じた後、速やかに府に報告するものとする。
- 2 前項の規定により、措置を講じた場合において、当該措置に要した費用の負担については、府及び競輪場運営事業者が協議の上、定めるものとする。

第4節 付帯事業に関する事項

第73条（付帯事業）

- 1 付帯事業者は、府との間で基本契約を締結後、要求水準書及び計画提案に定める付帯事業を自己の費用及び責任において実施する。
- 2 府は、付帯事業者による付帯事業の業績等が要求水準を満たしていないなど基本契約に定める解除事由を充足する又は充足するおそれがあると判断した場合は、代表企業に付帯事業者の変更を求めることができるものとする。
- 3 付帯事業者は、付帯事業者による独立採算で付帯事業を実施するものとし、府が契約等に基づいて支払う対価を付帯事業の実施の費用に充ててはならない。
- 4 付帯事業の実施に関連して生じる租税公課は、基本契約において別途規定されている場合を除き、全て付帯事業者が負担する。

第74条（付帯事業総合計画書）

- 1 付帯事業者は、基本契約の締結日の翌日から14日以内に、要求水準書及び計画提案に基づいた付帯事業総合計画書を作成し、府に提出し、府の確認を受けなければならない。
- 2 付帯事業者は、前項の付帯事業総合計画書の内容を変更するときは、予め府に変更内容を通知し、かつ、変更後速やかに変更した付帯事業総合計画書を府に提出し、府の確認を受けなければならない。

第75条（付帯事業年間計画書）

- 1 付帯事業者は、基本契約の締結日の翌日から14日以内に、要求水準書に定めるところに

より付帯事業年間計画書を作成し、府に提出し、府の確認を受けなければならない。

- 2 付帯事業者は、前項の付帯事業年間計画書の提出以降、毎事業年度末日の30日前までに、要求水準書に定めるところより付帯事業年間計画書を作成し、府に提出し、府の確認を受けなければならない。
- 3 付帯事業者は、第1項の付帯事業年間計画書又は前項の付帯事業年間計画書の内容を変更するときは、予め府に変更内容を通知し、かつ、変更後速やかに変更した付帯事業年間計画書を府に提出し、府の確認を受けなければならない。

第76条（付帯事業年間報告書）

付帯事業者は、毎事業年度末日の翌日から14日以内に、要求水準書の定めるところにより付帯事業年間報告書を作成し、府に提出し、府の確認を受けなければならない。

第77条（付帯事業の会計）

- 1 付帯事業者は、付帯事業のみを対象とした会計書類を作成しなければならない。
- 2 付帯事業者は、前項により作成した付帯事業のみを対象とした会計の資金収支実績等を付帯事業年間報告書に記載して府に提出し、付帯事業の経営状況について府に説明しなければならない。

第78条（付帯事業に係る近隣説明）

- 1 付帯事業者は、付帯事業の実施に際して本施設の利用者及び近隣に悪影響を及ぼしてはならない。
- 2 付帯事業者は、付帯事業の実施に関して近隣対策が必要なときは、付帯事業者の責任及び負担において近隣対策を実施しなければならない。

第79条（付帯事業に係る許認可の取得等）

付帯事業者は、付帯事業の実施に必要な許認可の取得、登録及び届出等の行政手続の履践について、全て付帯事業者の責任において行うものとし、許認可の取得の遅延又は取得不可、その他登録及び届出等の行政手続の遅延等により生ずる損害、追加費用（金融費用を含む。）等は、全て付帯事業者が負担する。

第80条（第三者への損害）

付帯事業者は、付帯事業の実施により第三者に損害を生じさせたときは、付帯事業者が全てこれを賠償する。

第81条（法令等の変更及び不可抗力）

- 1 付帯事業者は、付帯事業が付帯事業者自らの責任及び費用で実施すべき独立採算事業であり、法令等の変更若しくは不可抗力又はその他の付帯事業者の責に帰すべからざる事由により付帯事業の実施に要する費用が増加した場合でも、第37条又は第38条の規定に関わらず、事業費が変更されないことを了解するものとする。

- 2 法令等の変更等又は不可抗力により、付帯事業者が付帯事業を継続するために過分の費用を要する場合は、代表企業及び付帯事業者は府と協議の上、付帯事業を終了させることができる。この場合、付帯事業の終了に伴い必要となる費用は全て付帯事業者が負担しなければならない。

第32条（付帯事業の終了）

- 1 付帯事業者は、要求水準書及び計画提案に基づき、基本契約の締結後から本事業の事業期間の終了日まで付帯事業を継続しなければならないものとする。ただし、付帯事業者からの申出により府の承諾を得たときは付帯事業を終了することができるものとする。
- 2 府は、付帯事業者の帰責事由により付帯事業を終了することがやむを得ないと認めるときは、前項の承諾をするとともに、付帯事業の終了時点の属する事業年度の前事業年度における付帯事業に係る総売上の100分の5に相当する金額を上限とする違約金を付帯事業者に請求することができるものとする。

第4章 事業者の交替等

第33条（契約等の変更等の協議）

- 1 府及び代表企業は、事業者が契約等で定める解除事由を充足する又は充足するおそれがあると判断した場合、速やかにその内容の詳細を相手方当事者に通知し、相手方当事者との協議により合意を得た上で契約等を変更又は解除することができるものとする。なお、本項は、契約等に定められた府の解除権を何ら制限するものではない。
- 2 前項に定める協議については、代表企業が次の各号に定めるところに従い、当事者である事業者との間で協議した上で府との間で協議する。ただし、代表企業が契約等に定める解除事由を充足する又は充足するおそれがある場合は、本項における代表企業を代表企業以外の事業者読み替えるものとする。
 - （1） 代表企業は、当事者である事業者との間で契約等の変更又は解除に関する協議を行う。
 - （2） 代表企業は、前号の協議を経て、当事者である事業者との合意の上、府に対して契約等の変更又は解除に係る提案を行う。
 - （3） 前号の提案に基づき、府並びに代表企業及び当事者である事業者との間で協議を行う。

第34条（事業者の交替候補の選定）

- 1 代表企業は、前条第1項の場合において、府の要請により代替事業者の候補を選定することに努めなければならないものとし、代表企業を選定した代替事業者の候補を代替事業者として決定する場合は府の承諾を得るものとする。
- 2 府は、前項の規定にかかわらず、自ら代替事業者を選定することができるものとする。
- 3 代表企業は、代替事業者を決定するための費用を負担しなければならない。
- 4 代表企業が契約等で定める解除事由を充足する又は充足するおそれがある場合には、前3項における代表企業を代表企業以外の事業者読み替えるものとする。

第35条（事業者の交替）

- 1 府は、交替前事業者が当事者である契約等を解除できる場合、契約等の締結当事者から交替前事業者のみを除くように契約等の一部を解除することができるものとする。
- 2 府は、交替前事業者が契約等の当事者から離脱した場合において、代替事業者との合意により、交替前事業者が担当していた業務を代替事業者が担当できるように府及び代替事業者が当事者となる契約等を変更する、又は府と代替事業者との間で新たな契約を締結することができるものとする。
- 3 府は、前項に定める契約等の変更又は新たな契約の締結により、代替事業者が当事者とならない契約等を変更又は解除する必要がある場合には、当該契約等の当事者である事

業者及び代表企業との協議により合意を得た上で、当該契約等を変更又は解除することができるものとする。

4 前項に定める協議については、代表企業が次の各号に定めるところに従い、当事者である事業者との間で協議した上で府との間で協議する。ただし、代表企業が契約等に定める解除事由を充足する又は充足するおそれがある場合は、本項における代表企業を代表企業以外の事業者読み替えるものとする。

(1) 代表企業は、当事者である事業者との間で契約等の変更又は解除に関する協議を行う。

(2) 代表企業は、前号の協議を経て、当事者である事業者との合意の上、府に対して契約等の変更又は解除に係る提案を行う。

(3) 前号の提案に基づき、府並びに代表企業及び当事者である事業者との間で協議を行う。

第36条（府議会の議決）

前条において、契約等の変更又は新契約を締結するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他法令の規定により府の議会の議決が必要とされる場合は、府の議会の議決を当該契約締結の条件とする仮契約を締結するものとする。

第37条（事業者の交替等の支援）

1 代表企業は、第83条から第85条までの当事者である事業者の交替等が円滑に行われるように調整を図るものとし、府が従来締結していた契約等の内容と比較して、府に不利益な変更等が生じないように調整しなければならない。

2 当事者である事業者は、前項に定める代表企業による調整に誠実に対応するものとし、当事者以外である事業者は前項に定める代表企業による調整に協力するものとする。

3 当事者である事業者は、代表企業との間における協議及び府との間における協議について誠実に対応するものとする。

第38条（事業者の交替等の損害）

1 事業者の交替その他の事由により本事業が停止した場合、府が本事業の実施により事業者から支払いを受ける収益の減額は、府の損害額に含まれるものとし、府は本事業の停止について責に帰すべき事由のある事業者に当該損害額を請求できるものとする。

2 第83条から第85条までの事業者の交替等により、府が事業者及び運営事業者に支払う事業費が増加した場合、当該増加額は府の損害額に含まれるものとし、府は事業者の交替について責に帰すべき事由のある事業者に当該損害額を請求できるものとする。

第39条（契約等の解除）

1 府は、交替前事業者が当事者である契約等を解除できる場合、交替前事業者が当事者で

はない契約等の一部又は全てを即時に解除することができるものとする。ただし、交替前事業者に契約等の解除につき責に帰すべき事由がある場合に限る。

- 2 府は、前項により契約等の一部又は全てを解除した場合、契約等の締結当事者である相手方の事業者に対して一切の損害賠償の責を負わない。

第5章 契約等の解除及び終了に関する事項

第1節 解除権等

第90条（府の解除権）

- 1 府は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、本事業の実施に関する契約等の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき、事業者の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき、又はこれらの手続が開始されたとき。
- (2) 事業者が解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。
- (3) 事業者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 事業者が本事業の全部又は一部の遂行を放棄し、30日間以上当該状態が継続したとき。
- (5) 事業者が、正当な理由がなく、契約等に定める事業者の義務を履行せず、府が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。事業者が、契約等上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
- (6) 事業者が、基本契約以外の本事業の実施に関する契約等に違反し、その違反により当該契約等の目的を達成することができないと認められるとき又は当該契約等が解除されたとき。
- (7) 事業者が、本事業の実施において要求水準を達成できず、かつ、改善措置を講じても要求水準を達成することができないと認められるとき。
- (8) 事業者が、第92条によらないで契約等の解除を申し出たとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、事業者の責に帰すべき事由により事業者が本事業の実施に関する契約等に違反し、又は本事業の実施に関する契約等上の事業者の重大な義務を不履行したとき。

- 2 府は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、本事業の実施に関する契約等の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本事業の実施に関する契約等に関し、事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は事業者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者に対し、納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 本事業の実施に関する契約等に関し、納付命令又は排除措置命令において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 本事業の実施に関する契約等に関し、納付命令又は排除措置命令により、事業者又は事業者が含まれる事業者団体に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業の実施に関する契約等の締結が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 本事業の実施に関する契約等に関し、事業者の役員又は使用人等について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- 3 府は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、本事業の実施に関する契約等の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - (2) 事業者の役員又はその使用人その他の従事者（以下「役員等」という。）が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (3) 事業者において暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (4) 事業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどの行為をしたと認められるとき。
 - (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を

供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6) 事業者が下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められたとき。

(7) 事業者のいずれかが第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、府が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

4 府は、前各項の場合において、本事業の実施に関する契約等の全部又は一部を解除する代わりに第83条から第88条までの措置をとることができるものとする。

第91条（府の任意による解除）

府は、本事業を継続する必要がなくなった場合又はその他府が必要と認める場合には、解除日の180日以上前に事業者にもその理由を書面にて通知することにより、本事業の実施に関する契約等の全部又は一部を解除することができるものとする。

第92条（事業者の解除権）

事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、本事業の実施に関する契約等の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第39条により建設業務の中止期間が本施設の工期の10分の5（工期の10分の5が180日を超える場合には、180日）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後90日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(2) 府が本事業の実施に関する契約等に従って支払うべき事業費を、支払期限到来後60日を過ぎても支払わないとき。

(3) 府が本事業の実施に関する契約等に違反し、その違反によって本事業の実施に関する契約等の履行が不能となったとき。

第93条（法令等の変更等又は不可抗力による解除）

1 府は、法令等の変更等又は不可抗力により、次の各号のいずれかに該当する事態に至った場合には、事業者との協議の上、本事業の実施に関する契約等の全部又は一部を解除することができる。

(1) 事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難と認められるとき。

(2) 事業者が本事業を継続するために、府が過分の費用を負担するとき。

2 府は、前項の場合において、事業者と協議の上、本事業の実施に関する契約等の全部又

は一部を解除する代わりに第83条から第88条までの措置をとることができるものとする。

第2節 本施設の引渡し前における契約等の解除の効力

第94条（事業者の帰責事由による契約等の解除の効力）

- 1 府は、本事業の実施に関する契約等の締結日から本施設の引渡し日までの間に、第90条第1項から第3項までのいずれかにより本事業の実施に関する契約等を解除する場合には、次の各号の措置をとるものとする。
 - (1) 府は、代表企業に対して本事業の実施に関する契約等を解除する旨を通知し、本事業の実施に関する契約等を解除する。
 - (2) 府は、契約等解除通知日における建設中の本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務に関する成果を検査し、当該検査に合格した部分のうち本施設の出来形部分の所有権を取得する。
 - (3) 府は、前号に定める所有権を保持した上で、当該出来形部分（関連する設計業務及び工事監理業務の成果を含む。）に相応する代金（これに係る消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。
 - (4) 府は、契約等解除通知日における履行済みの競輪場運營業務の成果を検査し、当該成果に関する運営委託料の未払額に相当する金額を支払う。
 - (5) 競輪場運営事業者は、契約等解除通知日において第62条に定める収益の未払額に相当する金額を府に支払う。
 - (6) 第3号及び第4号に定める府の支払金銭の支払方法、及び前号に定める競輪場運営事業者の支払金銭の支払方法については、府が事業者と協議の上定めるものとする。
- 2 事業者は、前項の場合において、建設工事費（これに係る消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する金額、及び契約等解除通知日が属する事業年度において収受予定であった委託費の総額（これに係る消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する金額の合計額を違約金として、府から契約等の解除の通知を受けてから直ちに府へ支払わなければならない。
- 3 府は、前項の場合において、第10条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。
- 4 府は、第2項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

第95条（府の任意又は帰責事由による契約等の解除の効力）

- 1 事業者が、本事業の実施に関する契約等の締結日から本施設の引渡し日までの間に、第92条により本事業の実施に関する契約等を解除する場合には、府に対して本事業の実施に関

する契約等を解除する旨を通知し、本事業の実施に関する契約等を解除する。

2 府は、本事業の実施に関する契約等の締結日から本施設を引渡すまでの間に第91条により本事業の実施に関する契約等を解除する場合には、事業者に対して本事業の実施に関する契約等を解除する旨を通知し、本事業の実施に関する契約等を解除する。

3 前2項により本事業の実施に関する契約等を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 府は、契約等解除通知日における建設中の本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分のうち本施設の出来形部分の所有権を取得する。

(2) 府は、前号に定める所有権を保持した上で、当該出来形部分（関連する設計業務及び工事監理業務の成果を含む。）に相応する代金（これに係る消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。

(3) 府は、契約等解除通知日における履行済みの競輪場運営業務の成果を検査し、当該成果に関する運営委託料の未払額に相当する金額を支払う。

(4) 競輪場運営事業者は、契約等解除通知日において第62条に定める収益の未払額に相当する金額を府に支払う。

(5) 第2号及び第3号に定める府の支払金銭の支払方法、及び前号に定める競輪場運営事業者の支払金銭の支払方法については、府が事業者と協議の上定めるものとする。

4 府は、前項に定める本事業の実施に関する契約等の解除に関して事業者に発生する合理的な増加費用を負担するものとし、事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定めるものとする。

第96条（法令等の変更等又は不可抗力等による契約等の解除の効力）

1 府は、本事業の実施に関する契約等の締結日から本施設の引渡日までの間に、第93条第1項により本事業の実施に関する契約等を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 府は、代表企業に対して本事業の実施に関する契約等を解除する旨を通知し、本事業の実施に関する契約等を解除する。

(2) 府は、契約等解除通知日における建設中の本施設の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務に関する成果を検査し、当該検査に合格した部分のうち本施設の出来形部分の所有権を取得する。

(3) 府は、前号に定める所有権を保持した上で、当該出来形部分（関連する設計業務及び工事監理業務の成果を含む。）に相応する代金（これに係る消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。

- (4) 府は、契約等解除通知日における履行済みの競輪場運營業務の成果を検査し、当該成果に関する運営委託料の未払額に相当する金額を支払う。
 - (5) 競輪場運営事業者は、契約等解除通知日において第62条に定める収益の未払額に相当する金額を府に支払う。
 - (6) 第3号及び第4号に定める府の支払金銭の支払方法、及び前号に定める競輪場運営事業者の支払金銭の支払方法については、府が事業者と協議の上定めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本事業の実施に関する契約等の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第37条第4項又は第38条第3項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については府が事業者と協議の上定めるものとする。

第3節 本施設の引渡し後における契約等の解除の効力

第97条（事業者の帰責事由による契約等の解除の効力）

- 1 府は、本施設の引渡日の翌日から本事業の終了日までの間に第90条第1項から第3項までのいずれかにより本事業の実施に関する契約等を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。
- (1) 府は、代表企業に対して本事業の実施に関する契約等を解除する旨を通知し、本事業の実施に関する契約等を解除する。
 - (2) 府は、契約等解除通知日における履行済みの競輪場運營業務の成果を検査し、当該成果に関する運営委託料の未払額に相当する金額を支払う。
 - (3) 競輪場運営事業者は、契約等解除通知日において第62条に定める収益の未払額に相当する金額を府に支払う。
 - (4) 第2号に定める府の支払金銭の支払方法、及び前号に定める競輪場運営事業者の支払金銭の支払方法については、府が事業者と協議の上定めるものとする。
- 2 事業者は、前項の場合において、契約等解除通知日が属する事業年度において収受予定であった委託費の総額（これに係る消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する金額を違約金として、府から契約等の解除の通知を受けてから直ちに府へ支払わなければならない。
- 3 府は、前項の場合において、第10条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。
- 4 府は、第2項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

第98条（府の任意又は帰責事由による契約等の解除の効力）

- 1 事業者は、本施設の引渡日の翌日から本事業の終了日までの間に、第92条により本事業

の実施に関する契約等を解除する場合には、府に対して本事業の実施に関する契約等を解除する旨を通知し、本事業の実施に関する契約等を解除する。

2 府は、本施設の引渡日の翌日から本事業の終了日までの間に、第91条により本事業の実施に関する契約等を解除する場合には、事業者に対して本事業の実施に関する契約等を解除する旨を通知し、本事業の実施に関する契約等を解除する。

3 前2項により本事業の実施に関する契約等を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 府は、契約等解除通知日における履行済みの競輪場運営業務の成果を検査し、当該成果に関する運営委託料の未払額に相当する金額を支払う。

(2) 競輪場運営事業者は、契約等解除通知日において第62条に定める収益の未払額に相当する金額を府に支払う。

(3) 第1号に定める府の支払金銭の支払方法、及び前号に定める競輪場運営事業者の支払金銭の支払方法については、府が競輪場運営事業者と協議の上定めるものとする。

4 府は、前項に定める本事業の実施に関する契約等の解除に関して競輪場運営事業者に発生する合理的な増加費用を負担するものとし、競輪場運営事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定めるものとする。

第99条（法令等の変更等又は不可抗力等による契約等の解除の効力）

1 府は、本施設の引渡日の翌日から本事業の終了日までの間に、第93条第1項により本事業の実施に関する契約等の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 府は、代表企業に対して本事業の実施に関する契約等を解除する旨を通知し、本事業の実施に関する契約等を解除する。

(2) 府は、契約等解除通知日における履行済みの競輪場運営業務の成果を検査し、当該成果に関する運営委託料の未払額に相当する金額を支払う。

(3) 競輪場運営事業者は、契約等解除通知日において第62条に定める収益の未払額に相当する金額を府に支払う。

(4) 第2号に定める府の支払金銭の支払方法、及び前号に定める競輪場運営事業者の支払金銭の支払方法については、府が競輪場運営事業者との協議により定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本事業の実施に関する契約等の解除に関して事業者に発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第37条第4項又は第38条第3項がそれぞれ適用されるものとし、その支払方法については府が競輪場運営事業者との協議により定めるものとする。

第4節 契約等の終了

第100条（期間満了による終了）

- 1 基本契約は、基本契約において別途規定されている場合を除き、令和31年3月31日をもって終了する。
- 2 府は、前項に定める終了日の2年前（本事業の事業期間の終了日が属する事業年度の前々事業年度末日）に、本施設が要求水準書及び計画提案に基づいて要求水準を満たしていることを確認するための事業者との協議を開始するものとする。

第101条（契約終了時の事務）

- 1 府は、理由の如何を問わず基本契約が終了したときは、基本契約の終了した日から10日以内に、施設等の現況を確認することができるものとする。この場合において、施設等に事業者の責に帰すべき事由による損傷等が認められたときには、府は事業者に対してその修補を請求することができるものとする。
- 2 事業者は、前項の請求を受けた場合は、自らの費用と責任において速やかに修補を行うとともに当該修補の完了後に速やかにその旨を府に通知しなければならない。この場合において、府は、当該通知を受領した日から10日以内に修補の完了の検査を行う。
- 3 事業者は、理由の如何を問わず基本契約が終了したときは、施設等において事業者が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件がある場合には、当該物件等を直ちに撤去するとともに原状回復を行い、府の確認を受けなければならない。
- 4 府は、前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をせず、又は原状回復を行わないときには、府が事業者に代わって当該物件等の処分又は原状回復を行うことができるものとする。この場合において、事業者は、府の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできないものとし、府の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 事業者は、理由の如何を問わず基本契約が終了した場合には、府又は府の指定する第三者に、基本契約の終了に係る競輪場運営業務の必要な引き継ぎを合理的な範囲で行わなければならない。
- 6 基本契約終了時の手続に関する諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、第91条又は第92条による基本契約の終了の場合を除き、すべて事業者が負担する。

第102条（保全義務）

事業者は、契約等解除通知日から第94条第1項第2号、第95条第3項第1号及び第96条第1項第2号による引渡し又は前条第5項による競輪場運営業務の引継ぎ完了のときまで、本施設の出来形部分又は本施設について必要な維持保全に努めなければならない。

第103条（関係資料等の返還）

- 1 事業者は、理由の如何を問わず事業契約を終了したときに、関係資料又は施設管理用図面の貸与を受けている場合は、当該関係資料又は施設管理用図面を府に返還しなければならない。
- 2 事業者は、前項の場合において、関係資料又は施設管理用図面が事業者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

第104条（関係書類の引渡し等）

- 1 事業者は、理由の如何を問わず基本契約を終了したときは、設計図書その他本事業に関し事業者が作成した一切の書類のうち、府が合理的に要求するものを、府に対して引き渡すものとする。
- 2 府は、前項により事業者から引渡しを受けた設計図書その他の書類について、基本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有するものとする。

第6章 雑則

第105条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 基本契約は日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。
- 2 基本契約に関する紛争又は訴訟については、府の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第106条（解釈）

基本契約に定めのない事項については、京都府会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又は基本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、府及び代表企業又は代表企業以外の事業者が協議して定めることとする。

別紙1 用語の定義

基本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は50音順に列記している。

- 1 「運営委託料」とは、府が基本契約及び競輪場運営年次契約に基づいて競輪場運営事業者に支払う競輪場運営業務の実施の対価をいう。
- 2 「各業務」とは、事業管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、競輪場運営業務、付帯業務の総称をいう。
- 3 「関連業務等」とは、本事業に関連して府自ら又は府が第三者により実施させる業務又は事業等をいう。
- 4 「基本契約」とは、府と事業者との間で締結する「向日町競輪場再整備・運営事業に関する基本契約書」に基づく契約をいう。
- 5 「業績等」とは、本事業の実施の状況及び成果等をいう。
- 6 「計画条件」とは、本事業の実施にあたり前提とする条件をいい、その内容は要求水準書の定めるところによる。
- 7 「計画提案」とは、本事業の実施を担う民間事業者の募集及び選定手続において事業者が府に提出した本事業の実施に関する計画及び技術提案を記載した計画提案書をいう。
- 8 「契約等」とは、基本契約並びに基本契約に基づいて締結する建築設計業務委託契約、建設工事請負契約、工事監理業務委託契約、及び競輪場運営年次契約の総称をいう。
- 9 「契約等解除通知日」とは、本事業の実施に関する契約等を解除する旨の通知が相手方に到達した日をいう。
- 10 「競輪事業」とは、地方公共団体が自転車競技法の定めるところにより開催する競輪の施行に関する事業をいう。
- 11 「競輪場運営事業者」とは、本事業における競輪場運営業務を実施する事業者をいう。
- 12 「競輪場運営業務」とは、本事業の実施に関する向日町競輪場の維持・管理業務及び運営業務の総称をいい、その内容は要求水準書及び計画提案の定めるところによる。
- 13 「競輪場運営業務期間」とは、令和8年4月1日から基本契約が終了した日又は令和31年3月31日のいずれか早い方の日までの期間をいう。
- 14 「競輪場運営年次契約」とは、府及び競輪場運営事業者との間で締結する「向日町競輪場再整備・運営事業に関する競輪場運営年次契約書」に基づく契約をいい、基本契約書別紙6の書式による。
- 15 「競輪場施設等」とは、向日町競輪場内の施設及び付帯設備の総称をいい、引渡日以降は完成した本施設を含む。
- 16 「競輪場整備業務」とは、設計業務、建設業務及び工事監理業務の総称をいう。

- 17 「競輪場整備業務期間」とは、本事業の実施に関する契約等の締結日から本施設の引渡日までの期間をいう。
- 18 「建設企業」とは、本事業における建設業務を実施する事業者をいう。
- 19 「建設業務」とは、本事業の実施に関する既存施設の解体撤去工事、本施設の建設工事、本施設における什器備品等の調達及び設置に関する業務等の総称をいい、その内容は要求水準書及び計画提案の定めるところによる。
- 20 「建設工事請負契約」とは、府及び建設企業との間で締結する「向日町競輪場再整備・運営事業に関する建設工事請負契約書」に基づく契約（建設工事請負契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約）をいい、基本契約書別紙4の書式による。
- 21 「建築設計業務委託契約」とは、府及び設計企業との間で締結する「向日町競輪場再整備・運営事業に関する建築設計業務委託契約書」に基づく契約をいい、基本契約書別紙3の書式による。
- 22 「工事監理企業」とは、本事業における工事監理業務を実施する事業者をいう。
- 23 「工事監理業務」とは、本事業の実施に関する本施設の建設工事と設計図書を照合及び確認する業務等の総称をいい、その内容は要求水準書及び計画提案の定めるところによる。
- 24 「工事監理業務委託契約」とは、府及び工事監理企業との間で締結する「向日町競輪場再整備・運営事業に関する工事監理業務委託契約書」に基づく契約をいい、基本契約書別紙5の書式による。
- 25 「交替前事業者」とは、本事業の実施に関する契約等に定める解除事由を充足する又は充足するおそれのある事業者をいう。
- 26 「事業管理業務」とは、代表企業が事業者を代表し、本事業を適正かつ確実に遂行するために行う業務の総称をいい、その内容は要求水準書及び計画提案の定めるところによる。
- 27 「事業期間」とは、本事業の実施に関する契約等の締結日から理由の如何を問わず基本契約が終了した日又は令和31年3月31日のいずれか早い方の日までの期間をいう。
- 28 「事業者」とは、本事業の実施を担う複数の民間事業者から構成される法人格のない共同企業体及びその共同企業体を構成する個々の民間事業者をいう。
- 29 「事業年度」とは、本事業の事業期間内における毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 30 「事業費」とは、府が事業者を支払う本事業の実施による対価の総額をいう。
- 31 「収益保証対象収支」とは、各事業年度における京都府収益事業特別会計の歳入決算額（前年度繰越金を除く。）から同特別会計の歳出決算額（施設整備費、基金積立金を除く。）を差し引いた金額をいう。
- 32 「場外発売委託料」とは、競輪場運営事業者が場外発売業務の実施にあたり、当該場外

発売を主催する競輪施行者との間で締結した契約に基づき、場外発売の開催毎に当該場外発売を主催する競輪施行者から直接支払いを受ける委託料をいう。

- 33 「設計企業」とは、本事業における設計業務を実施する事業者をいう。
- 34 「設計業務」とは、本事業の実施に関する設計図書を作成する業務等の総称をいい、その内容は要求水準書及び計画提案の定めるところによる。
- 35 「設計図書」とは、本事業において設計企業が府に提出する設計業務の成果物一式をいう。
- 36 「代替事業者」とは、交替前事業者が契約等の当事者から離脱した場合において、交替前事業者が担当していた業務を担当する交替前事業者以外の事業者又は府が承諾した第三者をいう。
- 37 「代表企業」とは、事業者を代表し、本事業の実施に関する事業管理業務を実施する役割を担う事業者をいう。
- 38 「知的財産権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権の総称をいう。
- 39 「DBO方式」とは、施設を整備するための設計業務、建設業務の他、完成した施設の運營業務を一括して発注する方式をいい、〔Design・Build・Operate：デザイン・ビルド・オペレート（設計・施工・運営）〕の略称を「DBO」という。
- 40 「納付命令」とは、公正取引委員会が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は同法第8条第1項第1号の規定に違反した者に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づいて行う課徴金の納付命令をいう。
- 41 「排除措置命令」とは、独占禁止法第7条又は同法第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が提案企業又は提案企業が含まれる事業者団体に対して行われたときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令）をいう。
- 42 「引渡日」とは、事業者が府に本施設を実際に引き渡す日をいう。
- 43 「引渡予定日」とは、事業者が府に本施設を引き渡す予定日である令和●年●月●日をいう。
- 44 「不可抗力」とは、基本契約書別紙8に定める不可抗力の定義によるものをいう。
- 45 「付帯事業」とは、向日町競輪場用地の一部の利活用を図り、本事業の目的に資する民間収益施設の整備、管理及び運営を実施する独立採算型の事業をいい、その内容は要求水準書及び計画提案の定めるところによる。
- 46 「法令等」とは、本事業を実施する場合に関連する法令、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。

- 47 「法令等の変更等」とは、本事業の実施に関する契約等の締結時点における既存の法令等の変更若しくは廃止又は新たな法令等の新設をいう。
- 48 「本施設」とは、本事業の実施に関する契約等、要求水準書及び計画提案に基づき、本事業において再整備する向日町競輪場の施設、及び本事業において調達及び設置する什器備品等の総称をいう。
- 49 「要求水準」とは、府が本事業の適正かつ確実な実施を図るために事業者に履行を求め、る水準その他の事項をいい、その内容は要求水準書に定めるところによる。ただし、計画提案に記載された提案内容が要求水準書に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を要求水準として適用する。
- 50 「要求水準書」とは、本事業の実施に関する契約等の締結手続において府が配布した「向日町競輪場再整備・運営事業に関する要求水準書」（添付資料を含む。）をいい、当該資料に関して府が回答した内容を含む。

別紙2 本事業の実施体制

本事業における役割 【代表企業及び●●●企業】

事業者の所在地 【●●●●●】

事業者の商号 【●●●●●】

本事業における役割 【●●●企業及び●●●企業】

事業者の所在地 【●●●●●】

事業者の商号 【●●●●●】

本事業における役割 【●●●企業】

事業者の所在地 【●●●●●】

事業者の商号 【●●●●●】

本事業における役割 【特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員】

協力事業者の所在地 【●●●●●】

協力事業者の商号 【●●●●●】

本事業における役割 【共同企業体の代表者以外の構成員】

協力事業者の所在地 【●●●●●】

協力事業者の商号 【●●●●●】

本事業における役割 【●●●企業及び付帯事業者】

事業者の所在地 【●●●●●】

事業者の商号 【●●●●●】

別紙3 建築設計業務委託契約の書式

向日町競輪場再整備・運営事業に関する建築設計業務委託契約書（案）については、各応募者から個別に提示があった場合に、その契約書を前提に協議する。

別紙4 建設工事請負契約の書式

向日町競輪場再整備・運営事業に関する建設工事請負契約書（案）については、各応募者の要求に基づき、個別に提示する。

別紙5 工事監理業務委託契約の書式

向日町競輪場再整備・運営事業に関する工事監理業務委託契約書（案）については、各応募者の要求に基づき、個別に提示する。

別紙6 競輪場運営年次契約の書式

向日町競輪場再整備・運営事業に関する競輪場運営年次契約書（案）については、各応募者の要求に基づき、個別に提示する。

別紙7 業績等の監視及び改善要求措置要領

1 業績等の監視及び改善要求措置要領の総則

(1) モニタリングの概要

代表企業は、本事業を適正かつ確実に遂行するために、本事業の事業期間にわたり、本事業を実施することにより達成しなければならない次のアからエまでに掲げる水準その他の事項（以下、これらを総称して「要求水準」という。）を達成していること及び達成しないおそれが無いことについて自ら確認するとともに管理しなければならないものとする。

ア 本事業に関する経営管理の状態

イ 本施設の性能

ウ 本事業の実施に関する業務成果の水準（本事業により提供されるサービスの水準を含む本事業の実施。）

エ その他の本事業の適正かつ確実な実施を図るために必要な事項

また、代表企業は、本事業の実施の状況や成果等（以下「業績等」という。）が要求水準を達成していない場合又は達成しないおそれがある場合は、代表企業自らの責任において事業者に対して改善要求を行うなど、要求水準を達成するための措置を講じなければならないものとする。

府は、代表企業による本事業の業績等の確認（以下「セルフモニタリング」という。）の結果を確認（以下「モニタリング」という。）することにより、要求水準の達成状況を確認する。

(2) 改善要求措置の概要

府は、モニタリングの結果、事業者の責めに帰すべき事由により本事業に関する要求水準が達成できていない、又は達成できないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、改善勧告、支払の減額、違約金の請求、契約解除等の改善要求措置を講ずるものとする。

2 モニタリングの方法

(1) 関係者協議会

ア 府及び代表企業は、基本契約の定めるところにより関係者協議会を設置し、月1回以上の頻度で定期的を開催する。

イ 府及び事業者は、契約等及び要求水準書の定めるところにより関係者協議会において本事業の実施に関する事項について協議する他、事業者は本事業の実施状況を報告し、府はその報告を確認する。

ウ なお、事業者は本事業の実施状況の報告にあたり、府と協議のうえ、書面並びに関係する図面又はそれらの電子データを併せて提出する。

エ 代表企業は、関係者協議会の開催結果をまとめた議事録を作成し、当該議事録と関係者協議会に提出された資料を電子データとして府に提出する。

(2) セルフモニタリング

ア 代表企業は、基本契約の締結日の翌日から14日以内に、セルフモニタリング総合計画書（本事業の実施に関する要求水準の確認の時期及び方法等の他、セルフモニタリングに必要な事項を記載した計画書）を作成し、府に提出して確認を受けること。

イ 代表企業は、基本契約の締結日の翌日から14日以内に、上記アのセルフモニタリング総合計画書に基づいて、基本契約の締結日から令和31年3月31日までを対象としたセルフモニタリング年間計画書（当該年度における要求水準の確認の時期及び方法等の他、当該年度のセルフモニタリングに必要な事項を記載した計画書）を作成して府に提出すること。以後、毎事業年度末日の30日前までに翌事業年度を対象としたセルフモニタリング年間計画書を作成して提出すること。

ウ 代表企業は、上記アのセルフモニタリング総合計画書及び上記イのセルフモニタリング年間計画書に基づき、次の(ア)から(エ)までに掲げるセルフモニタリングにより本事業の業績等が要求水準を達成していることを確認すること。

(ア) 計画時セルフモニタリング

次のaからjまでに掲げる書類が、契約等、要求水準書及び計画提案に基づいた内容であることを確認し、当該書類を府に提出すること。

- a 事業管理総合計画書
- b セルフモニタリング総合計画書
- c 施設性能確認計画書
- d 設計業務計画書
- e 建設業務計画書
- f 工事監理業務計画書
- g 備品等調達設置計画書
- h 競輪場運営総合計画書
- i 付帯事業総合計画書
- j その他の計画時セルフモニタリングに必要な書類

(イ) 日常セルフモニタリング

代表企業は、毎日の本事業の業績等について要求水準を達成していること、又は達成できないおそれがないことを確認し、その確認結果を関係者協議会において本事業の実

施状況として府に報告すること。

また、代表企業は、本事業に重大な影響を及ぼす可能性のある事象が生じた場合は、直ちにその内容を府に報告するとともに応急処置等を行うこと。

(ウ) 定期セルフモニタリング

代表企業は、次の a から c までに掲げる書類が、契約等、要求水準書及び計画提案に基づいた内容であることを確認し、当該書類を府に提出すること。

a 各事業年度における計画に関する書類

- (a) セルフモニタリング年間計画書
- (b) 競輪場運営年次計画書
- (c) 付帯事業年間計画書
- (d) その他の定期セルフモニタリングに必要な各事業年度における計画に関する書類

b 各事業年度における業績等に関する書類

- (a) 設計業務に関する成果物（施設性能確認報告書を含む。）
- (b) 建設業務に関する進捗状況報告書（毎月）
- (c) 工事監理業務報告書（毎月）
- (d) 建設業務に関する成果物（施設性能確認報告書及び備品等台帳等を含む。）
- (e) 工事監理業務に関する成果物
- (f) 競輪場運営年次報告書（毎年）
- (g) 付帯事業年間報告書（毎年）
- (h) その他の定期セルフモニタリングに必要な各事業年度における業績等に関する書類

(エ) 随時セルフモニタリング

代表企業は、本事業の業績等について、適宜、必要に応じて事業者の説明を要求し、現場に立ち会うなどして、本事業の要求水準を達成している、又は達成できないおそれがないことを確認し、関係者協議会において府に報告すること。

また、代表企業は、次の a から h までに掲げる事項について変更があった場合には、その変更日の翌日から14日以内に変更後の内容を府に報告すること。

(3) モニタリング

府は、関係者協議会における代表企業の報告（当該報告に関連する書面及び当該書面に付帯する図面等の資料を含む。）並びに代表企業が提出する書類（当該書類に付帯する図面等の資料を含む。）に基づき、事業者による本事業の業績等が要求水準を達成していることを確認することを基本とし、必要に応じて実地における確認を行うものとする。

また、府は、必要があるときは、随時、事業者による本事業の業績等を確認するための報告を代表企業に求めることができるものとし、代表企業は府から請求のあった事項について速やかに府に報告すること。

3 改善要求措置の方法

(1) 改善勧告及び改善・復旧の措置

ア 改善勧告

府は、本事業の業績等をモニタリングした結果、事業者の責めに帰すべき事由により業績等が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合（以下、このような本事業の業績等の状態を「懸念事項」という。）は、事業者に対して、直ちに当該懸念事項に対する改善及び復旧等を図るよう改善勧告を行うものとする。

イ 改善・復旧計画書の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、次に掲げる事項について示した改善・復旧計画書を作成して府に提出すること。

(ア) 懸念事項の内容及び原因

(イ) 懸念事項の状況を改善及び復旧する具体的な方法、期限及び責任者

(ウ) 本事業の実施体制、実施計画等についての必要な改善策

府は、事業者が提出した改善・復旧計画書の内容が、懸念事項の状況を改善及び復旧できる合理的なものであることを確認する。

なお、府は、その内容が、懸念事項の状況を改善及び復旧できるものとなっていない、又は合理的でないと判断した場合、改善・復旧計画書の変更及び再提出を求めることができるものとする。

ただし、懸念事項の改善に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断される場合については、上記によらず、事業者は自らの責任において適切に応急処置等を行うものとし、これを府に報告する。

ウ 改善・復旧の措置及び確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善及び復旧を図り、府に報告す

る。府は、事業者からの報告を受け、懸念事項の改善及び復旧が図られたことを確認する。

(2) 本事業の業務を実施する提案企業の変更

改善勧告を繰り返しても、懸念事項を改善及び復旧することが明らかに困難であると認められた場合、府は、代表企業との協議により、懸念事項が生じている業務を実施する事業者の変更を求めることができるものとする。

(3) 契約解除

改善勧告を繰り返しても、懸念事項を改善及び復旧することが明らかに困難であると認められた場合、府は、事業者の債務不履行と判断して、本事業に係わる契約の全部又は懸念事項を生じさせている部分を解除できるものとする。

なお、府は、契約等の一部解除により、本事業全体の業務履行の継続が明らかに不可能であると判断した場合、事業者の債務不履行等を理由に基本契約を終了することがある。この場合、府は、基本契約の定めるところに従い、本事業に係わる契約等を終了するものとする。

4 事業終了時に係る業績等の監視の方法

ア 代表企業は、本事業の事業期間の終了日の2年前に、本施設の劣化等の状況報告及び本施設の保全のために必要となる資料並びに図面及び電子データの整備状況の報告を行う。

イ 府は、上記アの報告内容について確認を行う。

ウ 府及び代表企業は、上記イによる確認の内容に基づき、必要に応じて協議する。

エ 代表企業は、要求水準を満たすよう、本事業終了時まで、協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、府に確認を受ける。

5 本事業の実施に関して府に提出する書類

(1) 基本契約の締結日の翌日から14日以内に提出する書類

ア 事業管理総合計画書

イ セルフモニタリング総合計画書

ウ 施設性能確認計画書

エ 設計業務計画書

オ 競輪場運営総合計画書

カ 競輪場運営年次計画書

キ 付帯事業総合計画書

ク 付帯事業年間計画書

(2) 基本設計の終了日の翌日から14日以内に提出する書類

- ア 施設性能確認報告書（基本設計終了時点）
- イ 設計業務の成果物（基本設計図書（関連する資料を含む。））
- (3) 実施設計の終了日の翌日から14日以内に提出する書類
 - ア 施設性能確認報告書（建設工事着手時点）
 - イ 設計業務の成果物（実施設計図書（関連する資料を含む。））
- (4) 本施設の再整備に関する建設工事の着工日の30日前までに提出する書類
 - ア 建設業務計画書
 - イ 工事監理業務計画書
- (5) 競輪場整備業務期間における毎月末の翌日から14日以内に提出する書類
 - ア 建設業務に関する進捗状況報告書（毎月）
 - イ 工事監理業務報告書（毎月）
- (6) 本施設の引渡日の1年前までに提出する書類
 - ア 備品等調達設置計画書
- (7) 建設業務の終了日の翌日から14日以内に提出する書類
 - ア 建設業務の成果物
- (8) 工事監理業務の終了日の翌日から14日以内に提出する書類
 - ア 工事監理業務の成果物
- (9) 競輪場運営業務期間における毎事業年度末日の30日前までに提出する書類
 - ア 翌事業年度を対象とした競輪場運営年次計画書（毎年）
 - イ 翌事業年度を対象とした付帯事業年間計画書（毎年）
- (10) 競輪場運営業務期間における毎事業年度末日の翌日から14日以内に提出する書類
 - ア 前事業年度を対象とした競輪場運営年次報告書（毎年）
 - イ 前事業年度を対象とした付帯事業年間報告書（毎年）
- (11) 本事業の事業期間の終了日が含まれる事業年度の前々事業年度末日までに提出する書類
 - ア 施設性能確認報告書

別紙8 不可抗力による費用分担

基本契約第38条に定める不可抗力による費用分担は以下のとおりとする。

1 不可抗力の定義

天災その他自然的又は人為的な事象であつて、府及び事業者のいずれにもその責を帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び事業者側の責任者によつても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。ただし、要求水準書又は設計図書に基準が定められているものは、当該基準を超えるものをいう。なお、不可抗力の具体例としては以下のとおり。

(1) 天災

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合とする。

(2) 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

(3) その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差し押さえ等。

2 不可抗力による損失及び損害の範囲

不可抗力による損失及び損害の範囲は以下のとおりとする。

ア 各業務の実施期間の変更、延期及び短縮に伴う事業費（物価変動を含む。）

イ 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要な調査研究費用、再調査・設計及び設計変更等に伴う追加費用

ウ 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用

エ 損壊した施設及び設備の修復及び復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷・復旧費用

オ 各業務の実施期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う追加費用

カ 各業務の実施期間の変更、延期及び短縮に伴う事業者の間接損失及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、事業者の期待利益は除く。）

3 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

(1) 競輪場整備業務期間中における損害分担

ア 競輪場整備期間中に発生した不可抗力により競輪場整備業務に関して追加費用及

び損害額（事業者が当該不可抗力により競輪場整備業務に関して保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、本施設の工事金額の1%相当額に至るまでは事業者がこれを負担し、1%を超える額については府が負担する。

イ 上記アの追加費用及び損害額には、競輪場整備業務の遅延又は中断、本事業の実施に関する契約等の解除に伴う各種追加費用、本施設の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備の損傷・復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。

ウ 数次にわたる不可抗力により、上記アの追加費用及び損害額が集積した場合は、上記アの1%の事業者の負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

(2) 競輪場運營業務期間中における損害分担

ア 競輪場運營業務期間中に発生した不可抗力により競輪場運營業務に関して追加費用及び損害額（事業者が当該不可抗力により競輪場運營業務に関して保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、不可抗力の事由1件ごとに、不可抗力の事由の発生した年度における競輪場運營業務における委託費の1%相当額に至るまでは事業者がこれを負担し、1%を超える額についてはこれを府が負担する。

イ 上記アの追加費用及び損害額には、競輪場運營業務の遅延又は中断、本事業の実施に関する契約等の解除に伴う各種追加費用、本施設の損傷・復旧費用、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。

ウ 数次にわたる不可抗力が発生した事業年度において上記アの追加費用及び損害額が集積した場合は、上記アの1%の事業者の負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。

別紙 9 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 競輪場運営事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、基本契約及び競輪場運営年次契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 競輪場運営事業者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。基本契約及び競輪場運営年次契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 競輪場運営事業者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。基本契約及び競輪場運営年次契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 競輪場運営事業者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 競輪場運営事業者は、府の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 競輪場運営事業者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、府の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

第7 競輪場運営事業者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第8 競輪場運営事業者は、業務の作業場所を府に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、府が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 競輪場運営事業者は、府の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために府から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはな

らない。

(資料等の返還等)

第 10 競輪場運営事業者は、業務を行うために府から提供を受け、又は自ら収集した個人情報記録された資料等を基本契約及び競輪場運営年次契約の終了後又は解除後、直ちに府に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、府が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第 11 競輪場運営事業者は、基本契約及び競輪場運営年次契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに府に報告し、府の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、競輪場運営事業者は、府から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。